

令和 7 年度中学生が参加するコンサート企画運営業務委託 仕様書

1 業務名称

令和 7 年度中学生が参加するコンサート企画運営業務委託

2 目 的

本業務は、心豊かでいきいきとした活力に満ちた、都市としての魅力あふれる「芸術文化都市」の創造を目指し、市民（特に青少年）が芸術に親しむ環境づくりを行い、芸術文化が生活の一部となること、また、自ら芸術家を目指す者を育てるために、子どもの頃から「身近で気軽に芸術文化にふれること」や「第一級の芸術にふれること」で、より豊かな感性を育み、生涯にわたって芸術文化に親しむきっかけとすることを目的として、市立中学生（吹奏楽部等に所属する生徒）（以下「中学生」という。）を対象に、プロのオーケストラ奏者に直接指導を受けながら、吹奏楽の演奏技術の向上を図り、音楽ホール等においてフルオーケストラと中学生の共演コンサートを実施するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

受注者において確保する大阪市内の音楽ホール等

5 実施条件

(1) 企画内容

①中学生との合同練習会

- ・共演コンサートに向けて合同練習会での指導を行うこと。
- ・また、合同練習会に加え指導を行うことができる。実施詳細については中学校吹奏楽幹事校教諭と調整のうえ決定すること。

②中学生が参加するコンサート公演

- ・中学生と受注者が、音楽ホール等（1400 席以上）において共演コンサートを開催すること。ただし、前半は受注者のみの演奏とし、後半は中学生との共演とする。
- ・中学生の参加人数は、代表生徒（舞台で共演する生徒、1 曲約 20 名ずつ）約 120 名と一般生徒（客席等の一部を使用して共演する生徒）約 280 名の合計約 400 名（以下、総称して「参加生徒」という。）を想定すること。
- ・参加生徒の募集・集約については発注者が行う。
- ・参加生徒を除く、60 人以上の演奏者によるオーケストラ公演とすること（外部奏者も可）。
- ・代表生徒との共演を 6 曲以上、参加生徒との共演を 1 ～ 2 曲設けること。

(2) 実施日及び実施回数

①中学生との合同練習会

実施日時：令和 8 年 2 月 27 日（金）以降の土・日曜日及び祝日のいずれか 1 日以上。契約締結

後、発注者と受注者が中学校吹奏楽幹事校と調整し決定する。

受注者は、代表生徒（約 120 名）を全て収容でき、なおかつ練習することができる合同練習会場を確保すること。合同練習会は 5 時間程度確保すること。

②中学生が参加するコンサート公演

- ・ 合同練習会から一週間程度の間隔を置いた土・日曜日及び祝日のいずれか 1 日。
ただし、令和 8 年 3 月 19 日（木）以降は平日も開催可能。平日開催の場合は開演時間を 18 時～19 時の間で設定すること。
- ・ 開催日及びリハーサル時間は、契約締結後に発注者と受注者が中学校吹奏楽幹事校と調整し決定する。
- ・ 公演時間は 120 分程度とすること。

（３）入場料金

1,000 円（税込）以下の有料公演とし、その収入は、本業務実施にかかる経費に充当すること。
ただし、参加生徒の席は一般販売せず、確保すること。

6 業務内容

（１）企画・実施業務

- ①公演内容にかかる企画立案、制作に関すること。
- ②公演の実施に関すること。
- ③出演交渉、出演契約に関すること。
- ④合同練習会及び中学生への指導に関すること。
- ⑤参加生徒に適切な楽器編成の編曲及び楽譜制作に関すること。
- ⑥出演者（団体）にかかるプロフィール、写真等の収集に関すること。
- ⑦出演者及び参加する中学校の担当教諭との連絡調整に関すること。
- ⑧公演に必要な機材、備品、物品等の調達に関すること。

（２）運營業務

- ①公演の問合せ対応に関すること。
- ②公演の進行管理（司会等含む。）に関すること。
- ③受付案内に関すること。
- ④プログラム等配布物の配布に関すること。

（３）会場関係

- ①会場の確保及び使用にかかる契約、料金支払いに関すること。
- ②合同練習会場の確保及び使用にかかる契約、料金支払いに関すること。
- ③舞台及び客席等の設営・撤去に関すること。
- ④音響・照明に関すること。
- ⑤参加生徒の動線がわかるような、会場内配置図の作成に関すること。

（４）広報業務

- ①ポスター・チラシの作成、配布及び展開に関すること。

来場促進及び事業認知度向上のための広報を行うこと。効果的な配布先及び配布方法のひとつとして受注者は、区役所 24 箇所、図書館 24 箇所、大阪市役所、大阪市サービスカウンター 3 箇所（梅田・難波・天王寺）及び Osaka Metro 専用掲示板 14 箇所への広報物の配架及び掲示

(各所チラシ 30 部、ポスター 1 部まで) の協力を発注者との協議により得ることが可能である。ただし、Osaka Metro 専用掲示板については発注者が応募する抽選に当選した場合に限る。

②当日プログラムの作成に関すること。

③情報発信の計画策定・調整に関すること。

本事業がメディアに広く取り上げられるよう、テレビ、新聞、雑誌等に対し効果的な情報発信を行うこと。また Web 媒体・SNS 等を活用し、効果的な時期に継続した情報発信に努めること。

④その他集客に資する広報の実施に関すること。

(5) チケット販売

①プレイガイド等との契約及び精算に関すること。

②チケット販売数の管理に関すること。

(6) 事業の記録

①事業の実施内容がわかる写真及び映像の撮影に関すること。

②記録の提出に関すること。

参加生徒の演奏等の映像について、参加生徒のいる中学校へ配布するため、DVD-R を各校 1 枚ずつ作成すること。(参考：令和 6 年度参加校数 22 校) 配布方法は別途、受注者と協議することとする。なお、撮影した映像や写真を参加生徒に対して販売することも可能とするが、収入は本業務実施にかかる経費に充当すること。

※制作した映像データの配布及び販売については、事前にウイルスチェックを行うこと。

(7) 管理運営

①事業参加者の事故、使用会場や会場の備品の破損に対応できる損害保険の加入に関すること。

②写真及び映像の使用承認・使用料に関すること。なお、参加生徒の写真及び映像の使用については、発注者が同意を得る。

③楽譜使用料に関すること。

④著作権使用料に関すること。

⑤会場の警備・安全確保に関すること。

(8) 進捗管理

①実施状況、広報に関する状況、観客動員数等の報告に関すること。

②広報物及び配布物等の印刷物の提出に関すること。

(9) 災害時等の対応

公演当日に大阪市内に「暴風警報」又は大雨等の「特別警報」が発令される可能性がある場合や、交通機関の計画運休が発表された場合は、速やかに発注者と公演の延期・中止等の協議を行うこと。

その他災害発生時等には、発注者の指示に従い、必要に応じて公演の延期・中止等の措置を行うこと。なお、延期・中止等に伴う費用の負担は、業務委託契約書に基づくものとする。

(10) その他

①発注者、担当教諭及び会場との連絡調整に関すること。

②アンケートの実施及び集計に関すること。

なお、アンケートの内容は事前に発注者と協議すること。

③その他本業務の遂行に必要な事務・作業に関すること。

7 業務報告

業務完了時に業務完了通知書とともに事業の成果をまとめた事業報告書を下記のとおり作成し、提出すること。

- ・紙1部（A4判）
- ・映像データ（DVD-R1枚とする。なお、制作した映像データの提出については、提出前にウイルスチェックを行うこと。）

※事業報告書は、実施日時・場所・参加者数・出演者・曲目をはじめとした実施概要、収支決算書、広報物及び配布物、本業務実施において作成した資料、記録（写真及び映像）を含めて作成すること。

8 その他

- （1）本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- （2）受注者は、事業実施にあたり、各種関係法令・条例等を遵守すること。
- （3）本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費は全て受注者の負担とする。
- （4）本業務の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行すること。
- （5）合同練習会及び公演の企画・実施に関する経費など、本業務に関する一切の経費は、全て契約金額に含まれるものとする。
- （6）受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。